

櫻井よしこ氏ヒアリング

上富刑事法制管理官 予定の時刻となりましたので、「死刑の在り方についての勉強会」の第5回会合を開会させていただきます。刑事局刑事法制管理官の上富が進行役を務めさせていただきます。本日の勉強会では、3名の方から死刑制度の存廃等に関して御意見を伺うことになっております。まず、本日のヒアリングに先立ちまして、法務大臣からあいさつがあります。江田大臣、よろしく願いいたします。

江田大臣 どうもありがとうございます。

御承知のとおり、先般、我が国は未曾有の大地震、巨大津波、そして原発事故と、大変な状況にあるわけございまして、今なお多くの皆さんが被災で避難所におられたり、あるいは国民みんなが心を合わせてこの危機を何とか乗り切っていかなければと思っているところでございまして、法務省としても皆心を痛めているときでございます。

その中ではございますが、この勉強会は、千葉元法務大臣が、死刑の在り方について国民的な議論の契機とすることを目的に立ち上げられたもので、今日は第5回の開催ということになりました。今の時局ではございますが、この勉強会はやはり着実に進めていくべきものだと考えて、今日は、櫻井よしこさん、アムネスティ・インターナショナル日本の事務局長の若林秀樹さん、中央大学法科大学院・中央大学教授の椎橋隆幸さんの御三人からお話を伺うことになっております。

死刑制度は様々な御意見があるところで、私としても、傍聴もできる開かれた場で、幅広く外部の様々な方から御意見を伺うということで、これからも進めていきたいと思っております。関係の皆さん方も、大変御多忙の中、また大変なときにもかかわらずお越しいただきまして、本当にありがとうございます。忌憚のない御意見をお伺いできればと思っております。

実は今日は東日本大震災からちょうど1か月目でございます。私自身は、官邸の方で会議を開き、地震の2時46分に閣僚一同で黙禱しようということになっておりまして、櫻井さんのお話の時間ではありませんが、途中で抜けさせていただく失礼をお許し願いたいと思っております。是非忌憚のない御意見をお聞かせください。どうぞよろしく願いいたします。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

本日のヒアリングでは、櫻井よしこ様、若林秀樹様、椎橋隆幸様の順に御意見を伺い

たいと思います。お一人当たりの時間は約40分とさせていただき、そのうち約25分を発表の時間、残りの約15分を質疑応答の時間とさせていただきたいと思います。

まず櫻井様から御意見を伺いたいと思います。櫻井様はジャーナリストとして活動されており、政治・社会問題に関する著作も多々ございます。それでは、櫻井様、よろしくお願いたします。

櫻井氏 今日はこのような場にお招きいただきましたこと、大変重く受けとめて参りました。人の命に関わることで、死刑については軽々に論じてはならないことでもあります。また、私自身も自分の発言に様々な意味で重い責任を持たなければならない、そのような気持ちで参りました。この委員会では、多くの専門家の方々をお招きして、それぞれの専門分野のお話を伺うものと解釈しております。私は自分の仕事がジャーナリズムですので、これまで様々な事案を取材してきた、その取材に基づいて感じることを中心にお話し申し上げるのが一番役に立つのではないかと感じて参りました。

人の死に関わることと言えば殺人事件だけではありません。事故もありましょうし、様々な薬害もあります。私が約10年かけて取材した事件の一つが薬害事件でありました。そのときに感じたことは、司法は社会正義の実現のためにある、社会正義が実現されて初めて国家は正しい意味での秩序を形成することができる、国民は安心してその秩序の中で暮らすことができるということでした。

では社会正義とは何かと考え、様々な事故・事件を振り返りますと、往々にして忘れられているのが被害者の人権であり、被害者の立場だったと思います。薬害事件においては被害者は患者でありました。全く何の落ち度もない人々が薬害行政若しくは現実の医療によって被害を受けるわけです。しかし、彼らの置かれた立場や、彼らに与えられた情報は、余りにもひどく、余りにも貧しかったと思いました。それを見て私は思いました。社会も、政治も、司法も、むしろ加害者の立場に立つことがあり得るのだと。意図してそのようにするわけではないのしょうけれども、大きな流れの中で本当に忘れ去られていく人々は往々にして弱い立場の人々です。強い立場の人々は何とかして自己主張するけれども、弱い立場の人々にはそれがなかなかできない、するすべがない。発言しても、行動しても、それがなかなか聞いてもらえないのだということを実感いたしました。この弱い立場の被害者の人々を救うことこそ社会正義の実現の大きな柱ではないのかと、私は自分の仕事を通じて感じてまいりました。現在でもその感じ方、考え方は変わりません。

そこで、今回御下問のありました死刑制度について考えてみたいと思います。

死刑制度が多くの国々において否定されていることは私も存じております。ではそうした国々において国民世論が死刑を否定しているのかといえば、必ずしもそうでないということも数字を見て知っております。では本当にそこでは社会正義が実現されているのだろうかと考え、これは分かりません。私はこの件について諸国の実情を取材したことがありませんから、分かりませんとしか言えません。私に分かるのは日本国の実例であります。

本村洋さんという方がおられます。奥様の弥生さんとお嬢ちゃんの夕夏ちゃんが殺害されました。私は本村さんに幾度かお会いして、何時間にもわたってお話を伺いました。それを自分のテレビ及び文章における報道にもつなげてまいりました。一々報道しない場合でも、本村さんには複数回お会いして、彼の気持ち、彼の考え方、何ゆえに彼が死刑を求めたのかということについて何度も何度も伺いました。この事件を客観的に振り返ってみることが死刑について考えるのに非常に役に立つと思いますので、皆様方にはもう十分御承知の事例ではありますけれども、改めて少しだけ振り返ってみたいと思います。

これは少年が犯した犯罪でした。少年が逮捕されて裁判になったときに、様々な法廷での闘いが展開されました。その中で一貫して少年は殺意はなかったということを主張いたしました。事件は偶発的に起きたのだということも言いました。裁判の最後の方になってから少年の側の弁護士が申し立てたことは、たまたまその家に行った、偶発的に家に上がり込んだ、被害者の弥生さんが抵抗して声を上げたのを抑え込もうとしたら手が滑って締め殺してしまった、幼い夕夏ちゃんが泣き始めて、その泣き声に自分はびっくりしたので首をちょうちょ結びでひもで結ぼうとしたら、それで赤ちゃんが死んでしまったというような主張でありました。これはおよそ誰も信じるができなかったのですけれども、法廷ではそのように加害者の権利を守ろうという弁論がなされました。そして無期懲役の判決が出て、最後に最高裁で弁論が開かれて死刑判決になったのは皆様方も御承知のとおりであります。

私が本当に死刑についてなるほどこういうものかなと思わされたのは、私ではありませんけれども、もう一人のジャーナリスト、門脇護さんという方、この方はペンネームを門田隆将といいますけれども、その方がやはりずっとこの事件を追っておりました。死刑判決翌日に加害者の少年を訪ね、少年の話を聞いたところ、少年がこう言ったので

す。胸のつかえがおりましたと。自分は無期懲役は軽いと思っていた、終身刑ならいざ知らず、無期懲役は軽いと思っていた、死刑判決を受けた今は、被害者が例え一人であっても加害者は死刑に該当すると思う、これが加害者の少年の述べた言葉でした。門田隆将さんの著述を読むと、少年は、裁判においては自分が真ん中にいて、片方に被害者の本村さんがいて、もう一方に弁護人がいて、そのときそのときの場面で自分は揺れ動くのだという話をしているのです。あくまでも加害者を守ろうとする弁護人に引っ張られて殺す気はなかったと言う自分がいるかと思えば、被害者の夫である本村さんの心情に引きずられてつい殺意を認めそうになったりする自分がいるということをももごと話しています。死刑が確定したこの加害者の少年が最後に言った言葉は、本当に私にとってびっくりするような言葉でありました。なぜびっくりしたか。それは、幾度かお会いした本村さん自身が私に何回も何回も繰り返し言った言葉と同じだったからです。彼はこう言いました。あやめた命に対し命で償うのは当たり前のことだと思おうと。あやめた命に対し命で償うのは当たり前です。これは本村さんが幾度も取材の中で私に訴えたことでした。死刑判決を下されて初めて加害少年も被害者と同じことを言った。本村さんはこうも言いました。死刑があるからこそこの少年は本当に自分の犯した罪と向き合うことができたのではないか、死刑判決がなければ恐らくこの加害少年は自分の犯した罪と本当の意味で向き合うことはなかったのではないかと。私はこのことについて随分と考えました。何と言っても、人の命を司法という場をかりて法律によるとはいえ、奪うということは一人の人間として余りにも重い課題でありますから、本当に考えました。

そして、もう一つの死刑を受けた少年の事例を調べました。これは祝康成さんという方が書いた本の中に出てきます。『19歳の結末 一家4人惨殺事件』という本であります。

この19歳の少年は、ある家に押し入って、83歳のその家のおばあさんを殺しました。36歳の母親を刺して殺しました。42歳の夫も殺しました。そして4歳の次女も深く包丁でえぐって殺しました。これは94年8月に死刑判決が出ております。

この少年は逮捕されたとき19歳でしたから、自分が死刑になるはずがないと思っていた節があります。逮捕されてからも反省の姿勢を見せることなく、高校時代に使っていた教科書や参考書や辞書を取り寄せて一生懸命勉強を始めました。出所した後に生きていくために何か資格を取ろうと考えていたといひます。この少年に死刑が下されたとき、祝さんの取材に少年はこう言っています。死刑の判決を受けて自分の死を見せられ

て、初めてこのとき、自分に包丁を突きつけられて亡くなっていった被害者の方々の抱いていた心情を理解できた、これが死刑でなかったらそのまま自分は被害者の人々が味わった恐怖を味わうこと、感じることはなかったのではないかと。

もちろん、限られた事例の中で一つの方向を出す、若しくは結論を出すということは、能力に限りのある人間にとっては大それたことなのかもしれませんが、やはり自分にその同じ場面が降りかかってこない限りは、本当に切実な意味で人の命を奪うことの恐ろしさ、罪深さ、取り返しのつかなさを実感したり反省したりすることはないのではないかと私は思います。

他方、殺人を犯した人間も立ち直りの機会を与えられるべきではないかという議論があります。更生の機会を与えるべきだと。私もそのように思わないわけではありません。しかし、更生は本当にあり得るのか。そして、社会正義ということを考えるとき、被害者の権利を守ったり、被害者の心を守ったり、その家族を守ったりする意味での社会正義は死刑なしにあり得るのかといえ、大変疑問に思います。本村さんの場合も、そのほかの多くの殺人事件の場合も、被害者は殺された人を筆頭にたくさんいらっしゃいます。伴りよであったり、父であったり、母であったり、祖父母であったり、子供であったり、親せき一同、友人もそうだと思います。被害を受けた側の人、直接の被害者でなくとも、身内であれば、恐らく、乗り越えることが非常に難しい傷を一生負って生きなければなりません。本村さんの場合も、もし本当にあの少年に死刑判決が下されなかったら、彼はその後生きていけるのかどうか。彼と話していて、私は、大丈夫、生きていけるなどということは言えません。非常に疑問だと思います。

岡村さんという弁護士がいらっしゃいます。奥様を殺されました。犯人は当然死刑になると思っていたらそうではなくて、今までずっと弁護士として被害者の人権を守ってきたつもりで岡村さんが、今までの自分は本当の意味で被害者の人権を守っていたとは思えないとおっしゃっています。自分が被害者になったときに、妻がゆえなく殺された、その現実に向き合わされたときに初めて被害者を守ることがどういうことであるかが分かったと岡村さんはおっしゃいます。それが彼をして、高齢の世代になったときに初めて、死刑をちゃんと下してください、被害者の人権を守ってくださいという運動の先頭に立たせるきっかけとなりました。

ひとつだけ申し上げなければなりません。取材の現場で死刑に関わるような事件に遭遇するというのは、ずっと社会部にいる記者でない限りそう多くはありません。私は社

会部ネタも書きますけれども、そのほかの多くの記事を書くジャーナリストであります。社会部ネタだけを取材しているわけではありませんので、私が取材した、そして話を聞いた死刑に関係する事案は以上述べたように大変少ない数であります。けれども、その一つ一つの取材を通じて、私は、死刑というものは必要である、むやみやたらに死刑を連発するのではないけれども、どうしても死刑を適用せざるを得ない事案がある、それが、社会正義を実現する司法を確立して、その司法のもとで国民が安心して生きることのできる国をつくるための方法であると信ずるに至りました。法は国民のためにこそあります。国民とはまじめに生きている人たちのことを指します。他者に迷惑をかけることなく、つつましく、自分の責任の範囲内で生きている国民を守ってこそ法は国民のためにあると言えるのだと私は思います。よって、私は、個人的には死刑などしたいと思う人はいない、私も含めて日本国民を個人ベースで見ればそのような考え方が圧倒的だと思いますけれども、国の責任を果たし、司法の責任を果たし、社会正義を実現し、国民を守るために死刑は必要だと思います。

以上です。

上富刑事法制管理官 櫻井様、ありがとうございました。

ただいまの櫻井様の御説明に関して何か御質問がありましたら、お願いいたします。

江田大臣 ありがとうございました。

実は私も死刑判決を書いたことがあるのです。ただ、残念ながら裁判官として書いたのではなくて、司法修習生で私がついた部に死刑の求刑事件が係って、3人の合議体の裁判官と、修習生も一緒にこの評議に加わりますので。もっとも我々は評議の一票はありませんけれども、いろいろ議論はさせてもらうので、そうした議論の中で、まだ修習生の時代ではありましたが、修習生ですから見習で、実際に裁判官になったらどう判断をすべきであろうかというような立場から考えて、たしか合議体の結論が出る前に司法修習生の起案はしたような気がしますが、この事案は、法定刑、死刑がある事件の中では死刑の選択もやむを得ないということで書いておきました。それ1件だけですが、裁判官として死刑を選択する、そのときの状況というのはお考えいただいたことはございますでしょうか。

櫻井氏 今、裁判員裁判があります。ここに来るよという御指示をいただいたときに、今は国民一般の方が裁判員となって死刑に関わる事案も審議する立場ですので、これは本当に単に国民の一人というだけではなく、自分がその場に立ったときにどう感じるだ

ろうか、若しくは、もう既にその立場に立っておられる方々は、裁判員であれ、裁判官であれ、どう感じるだろうかということはもちろん考えました。個人の立場で考えれば、これほどつらいことはないと思います。非常な重い負担になるだろうと思います。しかし、私はこう考えました。例えば、個人的にはこう考えるけれども、その個人的な考えであるとか感情をこのような公の場に持ち込んで、それによって全体を見失うとしたら、それはむしろ間違いである。外交に例えてみると分かりやすいかもしれません。外交においては、どの国とも親和的な関係を維持することがよいと個人レベルでは考えるでしょう。どの国とも仲よくするのがよいと考えるでしょう。けれども、国際社会の国家と国家の関係というものは友情だけではかれるものでないことは現実が示しています。ですから、政治家になった場合には、個人の感情を大事にしながらも、国益を担っていく、そのような政策を選ばなければならない。裁判に関わる人も、個人としての感情を大事にしながらも、より大きな、公正な社会をつくる、司法としての社会正義実現の責任を全うするという意味で、大変につらい決断を下さなければならないことはあるでしょうし、そのような立場に立つ人にはその責任を全うすることが求められていると私は思います。

江田大臣 ありがとうございます。

先ほど櫻井さんがおっしゃられたことと、裁判官が死刑の選択をするときの感情とを突き合わせると、私は、死刑というのはぎりぎりの選択で、もうほかの選択はないという場合に初めて死刑の選択をするのですが、裁判官にその個人が将来どういう人生を歩むかをすべて見通すことなんてできない、にもかかわらず死刑を選択するのは、この荒ぶれた魂に救済の道があるとすれば死刑によって自分の精神を昇華させる以外にはない、したがって死刑がこの荒ぶれた心に救済を与える唯一の道だからこれを選択するというような納得の仕方があるのかなと思ったこともございます。しかし、更に考えて、それは人ができるのだろうかというような思いもするのですが、人の心の救済と、人がなし得るわざと、そのあたりの関係はどうお考えでしょうか。

櫻井氏 江田大臣がおっしゃったことは非常に深い意味があると思います。荒ぶれた魂を救うための最後の策とおっしゃいました。司法は、それに関わる人の魂を救うということも大きな目的として据えておかなければなりませんけれども、私は逆に大臣に教えていただきたいと思います。加害者の荒ぶれた魂を救うためにという考え方を持つならば、被害者の絶望を救うにはどうしたらいいのか。戻ってこない命を奪われた家族、その人

たちの絶望はどのようにして救われるのか。これは復しゅうということではないと思います。本村さんのお話を伺っていても、そうではない。岡村さんのお話を伺っても、彼らが求めているのは復しゅうではないのです。犯人に自分がしたことを本当に認識してもらうために何をなし得るのか。いかなる理由があっても、神ならぬ身の人間が他者に死を宣告するというのは、これは神の摂理から考えると大それたことであります。けれども、それでも人間社会に生きる私たちは、現実には生きています。被害者、その御家族、この人たちが生きていくための力を得る場所、彼らに生きる力を与えるにはどうするか、それを考えなければいけないと思います。冒頭で死刑とは関係のない薬害エイズの話を持ち上げてお話をいたしました。それは、被害者が余りにも忘れられてきたのが我が国であるという思いがありましたから、あえてこの事案とは直接関係のないことですが触れました。加害者の権利を守ることも当然必要です。けれども、被害者の権利を守ることも同じように重要であり、同じように大事です。これまであまりにも忘れられていただけに、もう忘れてはならないと私は思っています。

江田大臣 ありがとうございます。

黒岩大臣政務官 櫻井先生、ありがとうございます。

今の話に関連してお聞きしたいのですが、先ほど櫻井さんが、少年の例でしたけれども、死刑を突きつけられて初めて殺された被害者の立場が分かる、殺される恐怖とかが理解できるというお話だったのですが、そうしますと、死刑を宣告された人間は被害者の痛みが理解でき、多分この人間はそのことによって、この人はこの後社会には出てこないわけで、ちょっと矛盾した言い方ですけれども、被害者の立場は分かるわけですから、そういった凶悪犯罪に手を染めない抑止力にはなるわけですけれども、死刑を宣告されない人はいつまでたってもなかなか被害者の立場に立てないということなのか。社会に対する抑止力という意味だと、結局、死刑宣告された人間だけが死に直面できて、被害者の恐怖が理解できて、その人間は悔い改めるというか、次に人を殺すようなことを起こさないということは分かるのですけれども、この人間は事実上もう社会に出ないわけですから、社会に対する抑止力にはならないのではないかという疑問、それが一番の疑問なのです。

櫻井氏 今の整理のなさり方は、多少明快過ぎるかな、単純過ぎるかなと感じます。私は、死刑を突きつけられて初めて命の重さ、自分の犯した犯罪の重大性を認識したという事例として本村さんの被害のケースなどをお話いたしました。けれども、では死刑を突

きつけられない限り自分の犯した犯罪の重さを認識することができないのかといえば、そこまでは申しておりません。抑止力という意味で考えるならば、死刑がないと仮定いたしますと、それは、どれほど殺人を犯しても犯人は自分の命だけは奪われないという保証が法律によってなされることになります。私は、人の命をあやめた人は償いとして自分の命であがなうしかないという倫理観を失わないためにも死刑制度が必要で、死刑制度を持っているということはその抑止力にもなるのではないかと考えています。

黒岩大臣政務官 分かりました。

江田大臣 一つ、余り個人的なことを言うべきときではないですが、ひょっとして誤解があったらいけませんので。私自身は裁判官をやっていたときに死刑事件に関わったことはありませんが、しかし刑事事件には関わっています。その際に、ここは検察官の皆さんが多いからちょっと言いにくいですが、検察官が結構ありきたりの立証だけをして終わって、弁護士の方が弁護人として精いっぱい被告人の弁護をされます。そうすると、法廷の中は何か被告人が非常にすばらしい人のような雰囲気になってしまうことがあります。これはいけないというので、検察官と弁護人とが少なくとも同程度に両方の立場を言い合って、そして引きずられない、裁判ですから弁護人の弁護活動にももちろん影響される、検察官の立証にも当然影響される、その両方の影響を同等に受けて判決をすべきだというので、私自身の場合は多少きつめきつめの判決になっていました。そのことを、今、半分反省しながら思い出しますので、是非、私がいつも被害者寄りになっているということではないということだけは御理解ください。

櫻井氏 はい。ありがとうございます。

江田大臣 ありがとうございます。

上富刑事法制管理官 櫻井様、ありがとうございます。

櫻井氏 今日は私も大変緊張して参りましたけれども、ありがとうございます。

失礼いたします。ありがとうございます。

江田大臣 どうもありがとうございます。